1 漁業権者の	名 称	雫石川東部漁業協同組合								
名称及び住所	住 所	盛岡市湯沢南一丁目12番5号								
2 漁業権の免 許番号	内共第22号(雫石)	JI[)								
3 遊漁につい	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期	間			
ての制限の範 囲		あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	施妻穴口頭首 水門から下流。 雫石川本支流。 免許区域	ので組合か		30日の期間内 表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り		3月1月	から9月3	10日まで			
		さくらます " "		-	3月1日から6月30日まで					
		いわな		- / •	3月1日から9月30日まで					
		うなぎ			1月1日	1月1日から12月31日まで				
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り) "		"				
		こい	"	"	11					
		ふな	IJ	"		11				
		かじか	いじか 餌釣り " 6月1日から9							
		ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、午前5時ら午前7時までとし、採捕尾数は、1日に2尾以内とする。 イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定め 範囲を制限することがある。								
	(2) 区域の制限		区域			禁止期間				
		盛岡市上太田穴口鹿妻穴口頭首工水門の上流100 1月1日から12月31日までメートルの地点から同水門の下流50メートルの地								
	(3)漁具漁法の 制限	点までの雫石川本流の区域 無法の								
	(4) 全長の制限	名称禁止に係る全長								
		やまめ(ひか	13センチメートル以下							
		いわな 13センチメート					トル以下			
		うなぎ	30センチメートル以下							
		うぐい	10センチメートル以下							
		こい	II .							
A SHEVE VIOLET	F //	ふな					AL / 1 18 ===			
4 遊漁料の額	区分(1) 航铁海灯	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年券	納付場所			
及びその納付 方法	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	1,200円	6, 100円	組合事務所及 び指定販売所			
			やまめ さくら ます いわな うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り						
			うなぎ	置釣り筒	-					
			かじか	餌釣り						
		雑魚	やまめ さくらます いわな	餌釣り 擬餌釣り	700円	4,000円				
			うぐい こい ふな							
			うなぎ	置釣り 筒	1					
			かじか	餌釣り						
	ア 中学生以下、肢体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた75歳以上 無料とする。									
		イ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、幼児、小学校児童、								
		中学校生徒、肢体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた75歳以上の者を除き 、全魚種の場合は800円を、雑魚の場合は300円を加算した額とする。								
1		、生思種の	場合は800円を、第	唯思の場合は300円を	と加昇した額	領とする。				

	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名	称	漁具	漁法	個人	団体	納付場所
	漁料	全魚種	あゆ		友釣り	どぶ釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面
					がら掛け	ţ			漁業協同組合
			やまめ	さくら	餌釣り	擬餌釣り			連合会事務所
			ますい	わな					
			うぐい	こい					
			ふな						
			うなぎ		置釣り	筒			
			かじか		餌釣り				
		雑 魚	やまめ	さくら	餌釣り	擬餌釣り	17,000円	15,200円	
			ますい	わな					
			うぐい	こい					
			ふな						
			うなぎ		置釣り	筒			
			かじか		餌釣り				
5 遊漁承認証	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。								
に関する事項	(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。								
6 遊漁に際し	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。								
守るべき事項	(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。								
	(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。								
	(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。								
7 漁場監視員	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。								
に関する事項	(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。								
8 違反者に対	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者								
する措置に関	の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。								
する事項									